

国不建推第65号
国不建振第106号
国官参建第48号
令和6年12月13日

都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課長
建設振興課長
大臣官房参事官（建設人材・資材）
（公印省略）

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記については、かねてから貴職のご指導をお願いしているところであるが、今般、別添のとおり国土交通大臣への届出に係る建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底を図ったところである。

引き続き資材や原油の価格高騰等が懸念される中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため十分な配慮が必要である。

国土交通省においては、指導監督体制の強化を目的とした「建設業法令遵守推進本部」の設置、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」（令和5年6月最終改訂）の策定等を通じ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の推進に努めてきた。また、令和元年に改正した建設業法では、建設業における働き方改革の促進を踏まえ、注文者に対して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する規定や、元請負人に対して下請代金のうち労務費相当分を現金で支払うよう適切な配慮を義務づける規定等が新たに追加されている。

しかしながら、元請負人と下請負人の間において、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされており、このような行為は建設業法違反のおそれがあるとともに、ダンピング受注や技能労働者の賃金水準の低下等につながりやすく、ひいては建設業における担い手の確保や育成を困難にする原因にもなりうるものである。

また、昨今、建設業者の不十分な施工管理等に起因して工事事故が発生しているが、工事の施工にあたり労働災害等を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に施工することは建設企業の基本的責

務であり、従来からその徹底に努めてきたところであるが、改めて一層の徹底が強く求められているところである。

一方、第213回通常国会においては、通常必要な労務費の額を著しく下回る見積提出や請負契約の締結を禁止する規定、請負契約の変更協議の円滑化等に関する規定や、注文者のみならず受注者に対しても著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する規定等を新たに定める「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）が成立、令和6年6月14日に公布され、原則として同日から1年半以内に施行することとされたところである。

については、貴職におかれても、この趣旨のより一層の周知徹底を図られるよう配慮するとともに、相談窓口の開設等により、下請契約に係る相談に応じ、適切な助言・指導を行う体制を充実し、発注部局、当省建設業許可部局との連携強化、知事許可業者に対する指導監督の強化、建設業者等に対する研修会の開催、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の周知・活用等を通じて、さらなる下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底、技能労働者の賃金水準の確保等に努められたい。